

新たに住民税非課税等となる世帯の皆さまへ

新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金

住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（10万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度の個人住民税が新たに非課税又は均等割のみ課税となる世帯を支援するための給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 新生児（令和6年6月4日～10月31日出生）がいる世帯にも追加給付（こども加算）を支給します。**（手続きが必要です）**詳しくは裏面をご覧ください。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日（電子申請日）から3週間後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

令和6年度（令和5年1月1日～12月31日の収入）

「新たに住民税非課税及び均等割のみ課税」となる世帯

- ▶ 「住民税非課税世帯」とは、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯を言います。
- ▶ 「住民税均等割のみ課税」とは、納税通知書等に『所得割の金額が0円』で、『均等割の金額が5,300円（森林環境税を含む）※』と記載されている方を言います。
- ▶ 「住民税均等割のみ課税の世帯」とは、世帯全員が『所得割の金額が0円』で、うち少なくとも一人が『均等割の金額が5,300円』課税されている世帯を言います。
※二宮町の税額です

確認書を返送する場合の手続き

内容を確認して、二宮町に返送してください。

- ※支給口座が印字されており、その口座から変更しない場合は、**確認書のみ**返送してください。
- ※支給口座に印字がない場合、または支給口座を変更する場合は、**①と②**を同封してください。
- ※代理人の口座に振込みを希望される場合は、**①、②、③**を同封してください。

同封書類：①支給対象者の本人確認書類の写し ②通帳の写しまたはキャッシュカードの写し ③代理人の本人確認書類の写し

電子申請をする場合の手続き

（確認書に支給口座が印字されている方で、その口座から変更せずに、本人のマイナンバーカードを使用して受給を希望される場合のみ、電子申請が利用できます）

本チラシに記載の二次元コードを読み取り、お手続きをしてください。

- ※マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取れるスマートフォン等及びマイナポータルへの登録が必要です。（手続き方法は、同封している電子申請のご案内をご確認ください）
- ※「確認書」を返送する必要はありません。



提出期限

令和6年10月31日（木）必着（電子申請する場合も、この日までに申請してください。）

〈裏面も必ずご確認ください〉

給付金の支給手続き

- 対象となる世帯には、二宮町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（このチラシに同封されています）
- 中身を確認して、二宮町に**返信または電子申請してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
(世帯構成の変更や転入等により初めて通知する場合は、振込口座は記載されていません)
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと
- ③住民税所得割の課税があるのに未申告の者が世帯内にいないこと
- ④既に二宮町以外の自治体から新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金や令和5年度で実施している価格高騰重点支援給付金（二宮町を含む）を受給した世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯でないこと
※同封の記載例を参考に、必要事項を記入の上、返信してください。

よくあるご質問

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。

A：できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、令和2年5月から支給されていた特別定額給付金等の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書表面下部の記載欄に口座情報を記入の上、裏面等に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。

Q：代理人が記入することができますか。

A：親族であれば代理記入は可能です。その場合は、確認書裏面の代理記入欄に必要事項を記載の上、世帯主の署名をしてください。

▶本給付金の対象世帯に令和6年6月4日～10月31日までに生まれた児童（新生児）への追加給付として5万円/人を支給します。対象となる方はお電話等でお申し出ください。

▶別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)だが生計を同一にする児童がいる場合、こども加算の対象となる場合があります。申請書類を郵送しますので、9月30日までにお電話等でお申し出ください。



新たに住民税非課税等となる世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



二宮町福祉保険課 給付金 担当

0463-75-9418 受付時間 平日8:30～17:15